

ID: 62

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	日数の変更の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷障害者福祉センター条例施行規則 第6条		
例 規 番 号	平成13年規則第88号		
【根拠条文】 (日数の変更) 第6条 利用者は、やむを得ない事情により、前条第3項の規定により決定された日数の変更を希望するときは、利用日数変更申請書により、速やかに市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、前条第1項の規定に準じ、前項の利用者に通知するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日